

## (仮称) 摂津市エンディングノート官民協働発行事業者募集要項

この要項は、摂津市民がより自分らしい生活を送れる、高齢者が治療やケアなどに関して自分の希望を記しておくノートを発行するため、企業等の広告を活用し、民間事業者等と協働して「(仮称) 摂津市エンディングノート」を発行するにあたって、プロポーザルにより協働発行事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1. 業務内容等

別紙「仕様書」のとおり。

### 2. 費用負担

(仮称) 摂津市エンディングノートの企画、編集、発行及び配布に係る費用は、協働発行事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない(事業が完了できなくなった場合も同様とする)。

### 3. 応募資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 国税及び地方税等をいずれも滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法等の規定に基づき再生手続きをしていないこと。
- (4) 過去に同様の業務実績(他の自治体との官民協働事業)があること。
- (5) 摂津市暴力団排除条例第8条に基づく措置を受けていないこと。

### 4. 応募書類の提出

#### (1) 募集期間

令和8年7月10日(金) 午後5時まで(必着)

#### (2) 応募方法

下記(3)に掲載する書類を郵送または持参にて提出すること。

#### (3) 提出書類

- ① 申込書(様式第1号) 1部
- ② 提案書(様式第2号及び提案書(任意様式)) 6部
- ③ 法人登記事項証明書(発行3か月以内のもの) 1部
- ④ 納税証明書(発行3か月以内のもの) 1部

※「国税の納税証明書その3の3」1部と、提案者が所在する市区町村税の未納

がないことの証明書 1部

⑤同様の業務での完成した成果物 6部（※同一自治体のものを6部）

⑥会社概要がわかるもの（パンフレット等） 6部

※発行3か月以内とは、応募書類が高齢介護課に到着する日から3か月以内をいう。

## 5. 提出書類に関する確認

### (1) 市からの確認・問合せ

・提出書類に関する内容について、市からの確認事項がある場合は、令和8年7月15日（水）の午後5時15分までに、申込書に記載されたメールアドレスに、確認事項の内容を送付する。

・確認事項がない場合は、連絡は行わない。

### (2) 提出書類に関する問合せへの回答

・市からの確認・問合せがあった場合、提案者は令和8年7月22日（水）の午後5時までに、回答を返信すること。

## 6. 協働発行事業者の選定

### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、企画提案書等による書類審査により選定するものとする。提出書類は返却しない。

### (2) 評価基準

次の4つの観点から総合的に評価し、最も評価の高い事業者を選定する。

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| ① 企画提案の内容         | (40点) |
| ② 協働事業に対する積極性     | (20点) |
| ③ 類似事業の実績         | (10点) |
| ④ 活用に関する支援（講座開催等） | (20点) |
| ⑤ 広告の収支の妥当性       | (10点) |

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年8月3日（月）までに、全ての参加者に郵送にて通知する。選定結果についての問合せには一切応じない。

### (4) 選定期間

協定の締結から1年間とする。

## 7. 協定書の締結

協働発行事業者として決定された者は、本市と協働発行事業に係る協定を締結するものとする。

## 8. 質問と回答

本プロポーザルに関する質問は質問書(様式第3号)によりメールのみで受け付ける。質問書の提出期限は令和8年6月19日(金)の午後5時までとする。

質問に対する回答方法については、ホームページへの掲載をもって回答とする。回答の掲載については、令和8年6月26日(金)を予定しているが、事情により前後することがあり得る。

## 9. その他

- (1) 提案書は1者につき1案とする。
- (2) 提案書類の作成その他プロポーザルの参加にともない発生する費用については、提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは事業者の選定を目的に行うものであり、協定後の業務において必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

## 10. 問合せ先及び提出先

〒566-8555 摂津市三島1-1-1

摂津市役所 保健福祉部 高齢介護課 高齢福祉係

担当者：板東(ばんどう)

電話：06-6170-1561

メールアドレス：kourei-kaigo【★】city.settsu.osaka.jp

※【★】を@に変更の上でお送りください。